Readers Leaders
2018

上級ファンダメンタル講座

過去問研究 商法 参考問題集



行政書士試験 平成 28 年

- 問題1 会社法上の公開会社(指名委員会等設置会社を除く。)が発行する株式に関する次のア〜オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。
 - ア 会社は、その発行する全部の株式の内容として、株主総会の決議によってその 全部を会社が取得する旨の定款の定めがある株式を発行することができる。
 - イ 会社は、その発行する全部の株式の内容として、株主総会において議決権を行 使することができる事項について制限がある旨の定款の定めがある株式を発行す ることができる。
 - ウ 会社は、譲渡による当該種類の株式の取得について、会社の承認を要する旨の 定款の定めがある種類株式を発行することができる。
 - エ 会社は、株主が当該会社に対して当該株主の有する種類株式を取得することを 請求することができる旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。
 - オ 会社は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において、取 締役または監査役を選任する旨の定款の定めがある種類株式を発行することがで きる。
 - 1 ア・イ
 - 2 ア・エ
 - 3 イ・ウ
 - 4 ウ・エ
 - 5 エ・オ

株式(1)

正解 4

次のとおり、正しいものの組合せは肢4であるから、正解は4となる。

ア誤り

株式会社は、定款の定めにより、当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる(全部取得条項付種類株式 会社法108条1項7号・2項7号)。もっとも、全部取得条項付種類株式は、種類株式であり、全部の株式の内容として、全部取得条項を付すことはできない。なお、株式会社が、その発行する全部の株式の内容として、定款で定めることができるのは、①譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること、②当該株式について、株主が当該株式会社がしてその取得を請求することができること、③当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることのみである(会社法第107条)。

イ誤り

株式会社は、定款の定めにより、株主総会において議決権を行使することができる事項について、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる(議決権制限株式 会社法108条1項3号・2項3号)。もっとも、議決権制限株式は、種類株式であり、全部の株式の内容として、議決権の制限を付すことはできない。

ウ 正しい

株式会社は、定款の定めにより、譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要することについて、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる(会社法108条1項4号・2項4号)。

エ 正しい

株式会社は、定款の定めにより、当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができることについて、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる(会社法108条1項5号・2項5号)。

才誤 り

指名委員会等設置会社及び公開会社は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することについて、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができない(会社法108条1項柱書、1項9号)。

行政書士試験 平成27年 改題

- 問題 2 取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)であり、種類株式発行会社でない株式会社の単元株式に関する次の記述のうち、会社 法の規定に照らし、誤っているものはどれか。
 - 1 株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主 総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款 で定めることができる。
 - 2 株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について残余財産の分配を受け る権利を行使することができない旨を定款で定めることができない。
 - 3 単元未満株主は、定款にその旨の定めがあるときに限り、株式会社に対し、自 己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる。
 - 4 単元未満株主は、定款にその旨の定めがあるときに限り、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
 - 5 株式会社が単元株式数を減少し、または単元株式数についての定款の定めを廃 止するときは、取締役会の決議によりこれを行うことができる。

解說

株式②

正解 3

次のとおり、誤っているものは肢3であるから、正解は3となる。

正しい

株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる(会社法188条1項)。

2 正しい

株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について残余財産の分配を受ける権利を行使することができない旨を定款で定めることができない(会社法189条2項5号)。

3 誤 り

単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる(会社法192条1項)。定款にその旨の定めがあるときに限り、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができるわけではない。

4 正しい

株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に対して単元未満株式売渡請求(単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求すること)をすることができる旨を定款で定めることができる(会社法194条1項)。

5 正しい

株式会社は、466条の規定にかかわらず、取締役の決定(取締役会設置会社にあっては、 取締役会の決議)によって、定款を変更して単元株式数を減少し、又は単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。(会社法195条1項)。

行政書士試験 平成 26 年 改題

- 問題3 取締役会設置会社であり、種類株式発行会社でない株式会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)が行う株式の併合・分割等に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。なお、定款に別段の定めはないものとする。
 - 1 株式を併合するには、その都度、併合の割合および株式の併合がその効力を生 ずる日を、株主総会の決議によって定めなければならない。
 - 2 株式を分割するには、その都度、株式の分割により増加する株式の総数の分割 前の発効済株式の総数に対する割合および当該株式の分割に係る基準日ならびに 株式の分割がその効力を生ずる日を、株主総会の決議によって定めなければなら ない。
 - 3 株式の無償割当てをするには、その都度、割り当てる株式の数およびその効力 の生ずる日を、株主総会の決議によって定めなければならない。
 - 4 株式の分割によって定款所定の発行可能株式総数を超過することになる場合は、 あらかじめ株主総会の決議により発行可能株式総数を変更するのでなければ、こ のような株式の分割をすることはできない。
 - 5 株券発行会社が株式の併合または分割をしようとするときは、いずれの場合であっても、併合または分割の効力が生ずる日までに、当該会社に対し当該株式に係る株券を提出しなければならない旨の公告を行い、併合または分割した株式に係る株券を新たに発行しなければならない。

株式③

正解 1

次のとおり、正しいものは肢1であるから、正解は1となる。

1 正しい

株式併合は、株主の利益に重大な影響を与える。したがって、株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の特別決議によって、併合の割合および株式の併合がその効力を生ずる日を定めなければならない(会社法180条2項、309条2項4号)。

2 誤り

株式の分割は、既存株主の利益に実質的影響がない。したがって、株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議によって、株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日並びに株式の分割がその効力を生ずる日を定めなければならない(会社法183条2項1号、2号)。

3 誤り

株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、その都度、取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議によって、割り当てる株式の数およびその効力の生ずる日を定めなければならない(会社法186条1項1号、2号、3項)。

4 誤り

株式会社は、株主総会の決議によらないで、効力発生日における発行可能株式総数を その日の前日の発行可能株式総数に分割の割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定 款の変更をすることができる(会社法184条2項)。

5 誤り

株券発行会社が株式の併合をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該株券発行会社に対し当該株式に係る株券を提出しなければならない旨を当該日の1箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない(会社法219条1項2号)。

行政書士試験 平成 25 年

- 問題4 取締役会設置会社が、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の 取得について当該会社の承認を要する旨を定める場合(以下、譲渡制限とはこの場 合をいう。)に関する次のア〜オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいもの の組合せはどれか。
 - ア 会社が譲渡制限をしようとするときは、株主総会の決議により定款を変更しなければならず、この定款変更の決議は、通常の定款変更の場合の特別決議と同じく、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行われる。
 - イ 譲渡制限の定めのある株式を他人に譲り渡そうとする株主は、譲渡による株式 の取得について承認をするか否かの決定をすることを会社に対して請求できるが、この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない場合を除き、当該株式を譲り受ける者と共同して行わなければならない。
 - ウ 譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得について承認をするか否かの決定をすることを請求された会社が、この請求の日から2週間(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間)以内に譲渡等の承認請求をした者に対して当該決定の内容について通知をしなかった場合は、当該会社と譲渡等の承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときを除き、承認の決定があったものとみなされる。
 - エ 譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした会社 は、対象となる株式の全部または一部を買い取る者を指定することができ、この 指定は定款に別段の定めがない限り、取締役会の決議によって行う。
 - オ 譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした会社 が当該株式を買い取る場合は、対象となる株式を買い取る旨、および会社が買い 取る株式の数について、取締役会の決議により決定する。
 - 1 ア・イ
 - 2 ア・ウ
 - 3 イ・オ
 - 4 ウ・エ
 - 5 エ・オ

株式④

正解 4

次のとおり、正しいものの組合せは肢4であるから、正解は4となる。

ア誤り

株式会社は、全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要することを定款で定めることができる(会社法107条1項1号、2項)。その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない(特殊決議会社法309条3項1号)。

イ誤り

譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人に譲り渡そうとするときは、 当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をする か否かの決定をすることを請求することができる(会社法136条1項)。この請求は、単 独で行うことができ、当該株式を譲り受ける者と共同して行わなければならないわけで はない。

ウ 正しい

株式会社が、株主からの譲渡承認請求または株式取得者からの共同譲渡承認請求の日から2週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内に、譲渡等承認請求をした者に対し、当該決定の内容を通知しなかった場合、当該会社と譲渡等の承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときを除き、承認の決定があったものとみなされる(会社法145条1号)。

エ 正しい

株式会社は、譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした場合、対象株式の全部又は一部を買い取る者を指定することができる(会社法140条4項)。この指定は、取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議によらなければならない(会社法140条5項)。

オ誤り

株式会社は、譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした場合、対象株式を買い取る旨、会社が買い取る対象株式の数を定めなければならない(会社法140条1項)。この決定は、株主総会の特別決議により決定する(会社法140条2項、309条2項1号)。

行政書士試験 平成 23 年

- 問題 5 株式取得に関する次の記述のうち、会社法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。
 - 1 株式会社は、合併および会社分割などの一般承継による株式の取得について、 定款において、当該会社の承認を要する旨の定めをすることができる。
 - 2 譲渡制限株式の譲渡を承認するか否かの決定は、定款に別段の定めがない限り、 取締役会設置会社では取締役会の決議を要し、それ以外の会社では株主総会の決 議を要する。
 - 3 承認を受けないでなされた譲渡制限株式の譲渡は、当該株式会社に対する関係 では効力を生じないが、譲渡の当事者間では有効である。
 - 4 株式会社が子会社以外の特定の株主から自己株式を有償で取得する場合には、 取得する株式の数および特定の株主から自己株式を取得することなどについて、 株主総会の特別決議を要する。
 - 5 合併後消滅する会社から親会社株式を子会社が承継する場合、子会社は、親会 社株式を取得することができるが、相当の時期にその有する親会社株式を処分し なければならない。

株式⑤

正解 1

次のとおり、妥当でないものは肢1であるから、正解は1となる。

1 妥当でない

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要することを定款で定めることができる(会社法107条1項1号、2項)。しかし、譲渡による当該株式の取得には、合併および会社分割などの一般承継による株式の取得は含まれない。

2 妥当である

株式会社が、株主からの譲渡承認請求、又は株式取得者からの取得承認請求に対し、承認をするか否かの決定をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会(取締役会設置会社にあっては、取締役会)の決議によらなければならない(会社法139条1項本文)。

3 妥当である

判例は、商法204条1項但書の立法趣旨は、もっぱら会社にとつて好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきこととに鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であるとしている(最判昭48.6.15)。

4 妥当である

株式会社が、子会社以外の特定の株主から自己株式を有償で取得する場合には、取得する株式の数および特定の株主から自己株式を取得することなどについて、株主総会の特別決議を要する(会社法309条2項2号)。

5 妥当である

子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない(会社法135条1項)。もっとも、合併後消滅する会社から親会社株式を子会社が承継する場合には、適用されない(会社法135条2項2号)。この場合、子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない(会社法135条3項)。



辰 已 法 律 研 究 所

東 京 本 校: 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) **亚** 0120-319059 (受講相談)

http://www.tatsumi.co.jp/

横 浜 本 校:〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校: 〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3 F TEL06-6311-0400(代表)

京 都 本 校:〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名 古 屋 本 校: 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941 (代表) 福 岡 本 校: 〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49ヒューリック福岡ビル8 F TEL092-726-5040 (代表)